ID:　253

担当部署:　こども福祉部 福祉室 障がい福祉課

処分の概要	手当の返還命令
例規名 根拠条項	芦屋市重度心身障害者(児)介護手当支給規則　第8条
例規番号	昭和48年規則第33号

【根拠条文】

（手当の返還）

第8条　市長は、偽りその他不正の行為によつて手当の支給を受けた者があるときは、その者に対し、当該助成を受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日